

ports terrestres réguliers de voyageurs

- (注35) 2007年9月に公表された2008年社会保障予算法案において、退職時の企業による補償金からの社会保険料の徴収や、早期引退に際しての企業からの手当に対する社会保険料負担の引上げ等の措置が盛り込まれている。
- (注36) 2008年2月に「公共雇用サービス組織の改革に関する法律」が成立し、職業紹介を担当するANPEと、失業保険を管理するUnédicの地方単位の給付機関であるAssédicを統合し、職業紹介と失業保険の給付の双方を担当する新たな組織が設立されることとなった(名称はPôle emploi「雇用拠点」)。なお、失業保険制度の労使による運営の原則は維持されており、新組織の活動に関する協定が、国、Unédic及び新組織の間で締結される。また、Assédicが担当している失業保険料の徴収は、遅くとも2012年1月までに社会保障・家族手当保険料徴収機構(URSSAF: Union de recouvrement des cotisations de Sécurité sociale et d'allocations familiales)に移管され、社会保険料と失業保険料の徴収の一元化が実現する。
- (注37) 通商弘報(ジェットロデイリー)2007年10月23日付

No.49358 (<http://www5.jetro.go.jp/jet-bin/pro1.cgi/news.html?%20471d75a4d98ce>)、独立行政法人労働政策研究・研修機構HP、Les Echos(12/26/2007)等

- (注38) フランスの年金制度については、厚生労働省大臣官房国際課「2005～2006年海外情勢報告」pp.86-91を参照されたい。
- (注39) 今回の特別年金制度改革の対象から船員及び炭鉱労働者は除外されている。
- (注40) 独立行政法人労働政策研究・研修機構ホームページ等
- (注41) 2007年1月に成立した「社会的対話の現代化法」により、労働法典の改革に際して、その内容についてソーシャルパートナー(労使)と事前協議を行うことが義務付けられた。
- (注42) ただし、最大労組のフランス労働総同盟(CGT)は署名を拒否した。
- (注43) 労使合意の内容のうち、CDIの試用期間の上限については微修正が加えられ、事務職及び現場労働者が2か月、技術者及び職工長が3か月、管理職が4か月と定められた。
- (注44) Loi n° 2008-596 du 25 juin 2008 portant modernisation du marché du travail

イタリア

1 経済情勢

イタリア経済は、1990年代半ば以降、高コスト構造や中国等の新興諸国との競合、国民の平均的教育水準や研究開発投資水準の低さといった、構造的要因に起因する国際競争力の低下により総じて低迷したが、2007年は欧州全般にプラス成長の傾向が見られることもあり、実質GDP成長率は1.5%となっている。

〈表2-45〉イタリアの実質GDP成長率

(%)					
年	2003	2004	2005	2006	2007
実質GDP成長率	0.0	1.5	0.6	1.8	1.5

資料出所 EU統計局(EUROSTAT)

最も低い失業率の地域の1つになっており、EU内で失業率の最高水準の地域と最低水準の地域を国内に共に有していること、②若年者の失業率が高いこと(23.2%(15-24歳),2007年)、③他国と比べて女性の労働力率が低いこと(51.4%(15-64歳),2007年)、が挙げられる。

とりわけ南部の失業問題は深刻で、ナポリの失業率は約30%、若年者はその約2倍といわれ、治安悪化問題の主因になっている。

また、イタリアの労働市場はEU加盟国の中でも硬直的とされるが、近年労働市場改革が進められるとともに柔軟化も進んでいる。1997年に労働者派遣事業が認められたことなどにより、派遣労働者、パートタイム労働及び有期契約労働が伸びている。

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

失業率は近年低下傾向にあり、2007年は6.0%となっている。これは、特に南部の非活動人口(仕事も求職活動もしていない)の増加による失業者の減少が影響している。

イタリアの雇用・失業の特徴としては、①大きな南北間格差があって、南部地域が高い失業率(南部10.8%、全国6.0%;2007年)である一方で、北部の一部などは失業率が2%台と、事実上の完全雇用であって、EU内でも

〈表2-46〉イタリアの雇用・失業の動向

(千人、%)					
年	2003	2004	2005	2006	2007
労働力人口	—	24,453	24,533	24,598	24,754
労働力率	—	63.1	62.9	62.9	63.0
女性労働力率	—	51.3	51.2	51.2	51.4
就業者数	—	22,519	22,685	23,031	23,281
失業率	8.4	8.0	7.7	6.8	6.0
若年失業率	—	24.7	24.3	22.6	23.2

資料出所 伊政府統計局

(2) 雇用・失業対策の概要

イタリアの雇用対策の柱は、①失業率の高い南部地域を対象とした地域雇用対策、②若年者等就職が困難な特定層を対象とした雇用・職業訓練対策である。

a 雇用対策法^(注1)

厳しい雇用情勢に対応するため、1997年に雇用形態の多様化の促進や新規雇用の創出を内容とする雇用対策法が制定された。同法は、①労働者派遣制度の導入、②法定労働時間の短縮(週48時間から週40時間へ短縮)、③社会保障保険料の減額による雇用促進措置、④職業訓練の充実(見習い労働契約制度の改正等)、⑤地域対策、を主な内容としている。

b 職業安定所

1997年12月の立法令(Decreto Legislativo 23 dicembre 1997, n.469)により県に属する職業センターがこれまでの職業案内所に代わり業務を実施している。職業紹介や労働についての政策は各地域の機関が委託を受けて運営管理している。同センターは、失業者の再就職を可能にすることの他、企業支援を目的として、企業との仲介役や労働の需要と供給を調整している。

c 民間職業紹介

民間の職業紹介については、一連の労働市場改革の動きを受けて、1997年12月の立法により認められるようになった。

d 地域雇用対策

地域雇用対策としては、南部地域において新規に事業を起こす若年者に対する助成金の支給などの対策を実施している。

(3) 若年者雇用対策

若年層の雇用対策の一環として、2007年7月に政府と労組との取り決め(Protocollo del 23 Luglio 2007)により、不安定な雇用状況、失業保険の改良支援、自営業を営むことを希望する若年層を対象とした基金の創設等が規定された。また、職業訓練の促進の他、青少年・スポーツ政策省、行政機能・イノベーション省、大

学・研究省の協力で職業訓練・養成コースを受講する意志のある若年者へ奨学金の拡充を行っている(Protocollo d'intesa del 19 dicembre 2007)。

若年者の経済的自立を促すため、法律2007年244号により20歳から30歳の若年層で住居を借りる者は最初の3年間、税控除を行う。

(4) 高齢者雇用対策

55歳以上の高齢者に対しては、雇用条件に適うように、また順応性の強化を目的とした生涯学習の実施を行っている。

(5) 外国人労働者対策

外国人向けの職業訓練は州、県、市町村、労働組合等が組織している。職業訓練は、専門的な技術訓練の他にイタリア語の習得に向けた取組も強化している。

(6) 雇用保険制度

失業者、また再就職に向けた職業訓練を受けた者に対する雇用保険制度は、50歳未満の受給資格者には8か月間、50歳以上には12か月間支給される。失業手当の総額は、完全に条件を満たす場合、6か月間は最終賃金の60%、7か月目には50%、8か月目は40%となる。支給額の上限に関しては、インフレ上昇率の80%から100%の調整がなされる。

3 労働条件対策

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

賃金は、労使交渉による最低賃金協約が適用され、賃金改定はインフレの状況等が考慮される。

労働時間は、雇用形態や労働者の属性によって異なり、フルタイム労働者はパートタイム労働者の約2倍、男性は女性よりも約2割程度長くなっている。これは、女性の労働力率が低いこと、パートタイム労働があまり普及していないこと、労働時間が長い自営業が多いこと、といった構造的な側面が関係している。

2000年2月、企業におけるパートタイム労働の利用の促進を目的とする法律が制定された。イタリアでは、従前パートタイム労働があまり利用されてこなかったが、同法により、企業がパートタイム労働者を雇い入れ

際の行政手続きを簡素化し、パートタイム労働増進による雇用創出を目的としている。

〈表2-47〉 イタリアの賃金、労働時間、労働災害の推移

(%,時間、件)					
年	2002	2003	2004	2005	2006
賃金上昇率	2.1	2.2	2.9	3.1	2.8
消費者物価上昇率	2.6	2.8	2.3	2.2	2.2
労働時間	37.2	37.2	37.0	37.0	37.0
男性	39.4	39.5	39.9	39.8	39.9
女性	34.0	34.0	33.1	33.1	33.2
フルタイム	38.5	38.6	39.2	39.2	39.4
パートタイム	23.8	23.4	21.3	21.7	22.0
労働災害発生件数	—	—	718,475	690,230	678,581

資料出所 伊政府統計局、全国労働災害保険協会

(2) 最低賃金制度

法定最低賃金は、存在しない。そのかわりほとんどの労働者は、労使交渉による最低賃金協約の適用を受けている。

(3) 労働時間制度

法定労働時間は、週40時間である。時間外労働に関しては、2時間までの時間外労働は20%、2時間以上は30%、深夜は50%、祝祭日は100%が支給される。また、年次有給休暇については、年間26日が定められている。

(4) 解雇規制

イタリアにおいては、①労働契約関係の継続が認められないような「正当な事由」がある場合には、即時解雇が認められ、②生産活動、労働組織及びその規則正しい機能に関係する理由(正当理由)がある場合には解雇予告を行った上での解雇が認められている。

(5) 出産休暇及び育児休暇制度

出産休暇は、産前産後で5か月間が義務とされる。給付は全国社会保険保障公社(INPS)より80%が支給される。労働契約によっては残りの20%を雇用主が負担する場合も多く見られる。

2000年に成立した育児休業に関する新しい法律により、父親又は母親が子供が満8歳に達するまでの間、父母合計で10か月(各々の最長期間は6か月)の育児休業を取得することができ、子が3歳に達するまでの期間、事業主から給与の30%が支給されるものとされている。

また、父親の取得を促進するため、連続して3か月以上の育児休業を申請すると、さらに1か月の休暇が認められ、最長期間も1か月延長されて7か月(父母合計11か月)となるものとされている。

(6) 労働基準行政

中央政府の労働社会政策省の地方組織として、県単位で県労働局があり、労働監督官を中心にして労働基準監督・指導が行われている。

4 労使関係施策

(1) 労使団体

a 労働者団体

以下の団体が労働組合ナショナルセンターとして存在し、この3つ共、国際労働組合総連合(ITUC)に加盟している。なお、イタリアの労働組合には、被用者ではない年金生活者が多く労働組合員になっているという特徴がある。

〈表2-48〉 イタリアの主な労働者団体

団体名	設立年	組合員数	特徴
イタリア労働総同盟(CIGL(チジル))	1944	524万人	国内最大のナショナルセンター 旧共産党・社会党系
イタリア労働組合連盟(CISL(チスル))	1948	429万人	キリスト教民主党系
イタリア労働同盟(UIL(ユイル))	1950	180万人	社会党、民主社会党、共和党系

資料出所 ILO "LABORSTA Internet"

b 使用者団体

使用者団体としては、イタリア産業連盟(Confindustria)があり、これが使用者団体の中で最も有力な組織となっている。

(2) 争議の発生件数等

〈表2-49〉 イタリアの労働争議の発生件数等の推移

(件、千人)					
年	2002	2003	2004	2005	2006
発生件数	616	710	745	654	549
参加人員	5,442	2,561	710	961	417

資料出所 ILO "LABORSTA Internet"

(注1) 大内伸哉(2003)「イタリアの労働と法」日本労働研究機構P36,121,122